

いしかわ子ども総合条例の一部改正(案)について

1 改正理由

スマートフォン等の普及により青少年がインターネットにアクセスし、他者とやりとりすることが容易になっています。

このことを背景として、青少年が自らの裸をスマートフォン等で撮影し、メール等で画像を送らされるいわゆる「児童ポルノ自画撮り被害」が年々増加しています。この裸の画像は、さらなる被害につながるだけではなく、一旦、インターネット上に投稿等されれば、完全に消すことは困難であり、将来にわたり青少年を苦しめる要因となります。

また、スマートフォン等を通じて青少年に家出や違法運転などの非行行為をそそのかす事案が県内外で発生し、青少年が事故や犯罪に巻き込まれる事案も発生しています。さらに、平成29年において、全国で薬物(大麻)事件として検挙された未成年は、平成25年と比較し5倍以上となっています。

このような社会情勢を踏まえて、未来を担う青少年の健全な育成を阻害する行為を規制する所要の改正を行います。

2 改正(案)の内容

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律では、児童ポルノの製造や所持をする行為は禁止されているものの、児童ポルノを求める行為を禁止する規定が無いため、青少年に対して当該青少年の裸の画像等を、不当な手段等で求める行為を禁止するとともに、罰則を規定します。

※ 不当な手段で求める行為とは

拒まれたにもかかわらず、威迫・欺くなどの不当な手段、対象を供与する等により求める行為をいいます。

(2) 非行助長行為の禁止

家出や違法運転(道路交通法に規定する違反行為)は、事故や犯罪に巻き込まれる可能性が高く、また、成長過程にある青少年にとって、飲酒や喫煙、薬物使用等は、自身の心身に及ぼす影響が大きく、将来にわたり青少年を苦しめる可能性があります。

スマートフォン等の普及による社会情勢の変化も踏まえて、青少年の非

行を勧誘やあおる等により助長する行為を禁止し、罰則を規定します。

※ 規制する非行について

非行（注）を行うよう、勧誘、あおり、そそのかしたり、強要することを規制するものです。

（注）家出、違法運転、飲酒、喫煙、みだらな性交等、不法な薬物の使用など。

(3) その他

現行のいしかわ子ども総合条例において、青少年が大麻や覚醒剤等の薬物を使用することなどを知った上でそのための場所を提供すること等を禁止しているところ、厚生労働大臣が指定する「指定薬物」及び知事が指定する「知事指定薬物」についても、大麻や覚醒剤等と同様に規制の対象とします。

3 改正及び施行時期

平成31年当初県議会定例会に改正案を提出し、2019年5月に施行する予定です。